

せとうち備讃諸島日本遺産構成文化財企画旅行造成事業補助金交付要領

令和 7 年 6 月 1 3 日

せ備日協第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、せとうち備讃諸島を周遊する旅行を促進し、観光を通じて、地域経済の活性化を図るため、企画旅行を催行した国内外の旅行会社に対し、予算の範囲内において、せとうち備讃諸島日本遺産推進協議会（以下「協議会」という。）は、せとうち備讃諸島日本遺産構成文化財企画旅行造成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、旅行業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号）第 3 条の規定に基づく旅行業の登録を受けている旅行者で、せとうち備讃諸島の日本遺産構成文化財又は日本遺産センター（小豆島町福田地区）を組込む企画旅行（以下「ツアー」という。）を催行した国内外の旅行者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

- (1) 政治、宗教又は選挙活動を目的とする者
- (2) 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする者
- (3) その他協議会会長が不相当と認める者

(補助対象事業等)

第 3 条 補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるところによる。

2 前項に規定する補助金の額は、1 ツアーにつき 1 0 万円を限度とする。ただし、笠岡市エリア、丸亀市エリア、小豆島エリア（土庄町、小豆島町）、豊島エリア（土庄町）において、複数エリアを訪問する場合は 5 万円加算する。

3 1 事業者ごとの総交付額の限度は、1 5 万円を上限とする。

4 他の補助制度（国・県・市・町）の助成策と併用することも可とする。

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ツアー催行の 1 4 日前までに、補助金交付申請書（様式第 1 号）に行程表等の関係書類を添えて、協議会会長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 5 条 協議会会長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により、申

請者に通知するものとする。また、適当でないと認めたときにおいても、当該申請者に通知するものとする。

(変更の承認等)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助金（変更・中止・廃止）申請書（様式第3号）に関係書類を添えて協議会会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更である場合については、この限りではない。

2 協議会会長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金変更決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日又はその年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、協議会会長に提出しなければならない。

- (1) ツアー行程表（実績）
- (2) 参加者数の実績が確認できる書類
- (3) 構成文化財の訪問が確認できる書類
- (4) ツアー参加者に対するアンケート結果を集計した書類
- (5) その他協議会会長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第8条 協議会会長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第7号）により、補助金を協議会会長に請求するものとする。

2 協議会会長は、前条の請求を受理したときは、遅滞なく指定された預金口座に振り込むことにより、補助金を交付するものとする。

(協力)

第10条 補助事業者は、協議会会長がその成果やアンケート結果等を発表するとき、又は観光資源の周知を図るときは、必要な協力をするものとする。

(関係書類の保存)

第 1 1 条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5 年間保存しなければならない。

(不当利得の返還)

第 1 2 条 協議会会長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた補助事業者に対して、当該補助金の返還を求める。

(その他)

第 1 3 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 7 年 6 月 1 3 日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前 2 項の規定にかかわらず、令和 1 0 年 3 月 3 1 日までに交付決定された補助金については、第 1 1 条及び第 1 2 条の規定は、この要領の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

補助対象事業	補助対象事業の条件	補助金額
企画旅行造成事業	(1) 補助対象者が主催するツアーで、ツアー参加者（乗務員及び添乗員を除く。）の人数が 2 人以上であること。 (2) 笠岡市エリア（岡山県笠岡市の笠岡諸島及び市内陸地部）、丸亀市エリア（香川県丸亀市の塩飽諸島及び市内陸地部）、土庄町エリア（香川県土庄町内及び豊島）、小豆島町エリア（香川県小豆島町内）の日本遺産構成文化財（日本遺産センターを含む）を 2 箇所以上ツアーに組込むこと。	構成文化財 1 箇所に 対して、ツアー参加者の人数に次の単価を乗じた額とする。（宿泊なし（1 人当たり受注型企画旅行 5 0 0 円、募集型企画旅行 1, 0 0 0 円）、宿泊あり（1 人当たり受注型企画旅行 7 5 0 円、

	(3) ツアーには、せとうち備讃諸島日本遺産推進協議会で育成中の観光ガイド（石の島ガイド）を原則活用すること。 (4) 国、地方自治体等が実施する視察又は研修旅行でないこと。 (5) 宗教活動又は政治活動を目的とした旅行でないこと。 (6) ツアー参加者（全員）に対するアンケートを行うこと。 (7) 他の補助制度（国・県・市・町）の助成策と併用することも可とする。	募集型企画旅行１，５００円）１ツアー上限１０万円とする。ただし、笠岡市エリア、丸亀市エリア、小豆島エリア（土庄町、小豆島町）、豊島エリア（土庄町）において、複数エリアを訪問する場合は５万円加算する。１事業者ごとの総交付額の限度は、１５万円を上限とする。
--	--	---

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

せとうち備讃諸島日本遺産推進協議会 会長 様

申請者 所在地

事業者名

代表者氏名

印

せとうち備讃諸島日本遺産構成文化財企画旅行造成事業補助金
交付申請書

年度せとうち備讃諸島日本遺産構成文化財企画旅行造成事業補助金の交付を受けたいので、せとうち備讃諸島日本遺産構成文化財企画旅行造成事業補助金交付要領第 4 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

ツアーの名称	
実施予定日	年 月 日 から 年 月 日まで
参加者数	人
補助金の申請額	円
申請に係る担当者	〒 住所 氏名 電話番号・FAX・Eメール

添付書類

- (1) ツアー計画書・行程表
- (2) その他補助対象事業の条件に関する資料

せ備日協 第 号

年 月 日

事業者名

代表者 様

せとうち備讃諸島日本遺産推進協議会 会長

せとうち備讃諸島日本遺産構成文化財企画旅行造成事業補助金
交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度せとうち備讃諸島日本遺産構成文化財企画旅行造成事業補助金の交付申請については、次のとおり決定したので、せとうち備讃諸島日本遺産構成文化財企画旅行造成事業補助金交付要領第5条の規定により通知します。

記

1 ツアーの名称

2 補助金交付決定額 円

3 不交付の理由（不交付の場合）

（交付の条件）

年 月 日

せとうち備讃諸島日本遺産推進協議会 会長 様

申請者 所在地

事業者名

代表者氏名

印

せとうち備讃諸島日本遺産構成文化財企画旅行造成事業補助金

（変更・中止・廃止）交付申請書

年 月 日付けせ備日協第 号で交付決定されたせとうち備讃諸島日本遺産構成文化財企画旅行造成事業補助金の事業について、次の理由によりその内容を（変更・中止・廃止）したいので、せとうち備讃諸島日本遺産構成文化財企画旅行造成事業補助金交付要領第6条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

ツアーの名称	
変更内容	（変更前）
	（変更後）
変更理由	

添付書類

- (1) ツアー計画書・行程表
- (2) その他変更内容に係る資料

様式第4号（第6条関係）

せ備日協 第 号
年 月 日

事業者名

代表者 様

せとうち備讃諸島日本遺産推進協議会 会長

せとうち備讃諸島日本遺産構成文化財企画旅行造成事業補助金変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のありました 年度せとうち備讃諸島日本遺産構成文化財企画旅行造成事業補助金については、次のとおり決定したので、せとうち備讃諸島日本遺産構成文化財企画旅行造成事業補助金交付要領第6条第2項の規定により通知します。

記

1 ツアーの名称

2 既補助金交付決定額 円

3 変更後補助金交付決定額 円

（交付の条件）

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

せとうち備讃諸島日本遺産推進協議会 会長 様

申請者 所在地

事業者名

代表者氏名

印

せとうち備讃諸島日本遺産構成文化財企画旅行造成事業補助金実績報告書

年 月 日付けせ備日協第 号で交付決定されたせとうち備讃諸島日本遺産構成文化財企画旅行造成事業補助金の事業が完了したので、せとうち備讃諸島日本遺産構成文化財企画旅行造成事業補助金交付要領第 7 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

ツアーの名称	
催行日	年 月 日 から 年 月 日まで
参加者数	人
交付決定額	円
精算額	円
不用額	円
実績報告に係る担当者	〒 住所 氏名 電話番号・FAX・Eメール

添付書類

- (1) ツアー行程表（実績）
- (2) 参加者数の実績が確認できる書類
- (3) 構成文化財の訪問が確認できる書類（岡山県笠岡市、香川県丸亀市、土庄町及び小豆島町における構成文化財と一緒に映っている集合写真又は日本遺産構成文化財の利用に係る費用の領収書の写しなど）
- (4) ツアー参加者に対するアンケート結果を集計した書類
- (5) その他協議会会長が必要と認めるもの

様式第 6 号（第 8 条関係）

せ備日協第 号
年 月 日

事業者名

代表者 様

せとうち備讃諸島日本遺産推進協議会 会長

せとうち備讃諸島日本遺産構成文化財企画旅行造成事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度せとうち備讃諸島日本遺産構成文化財企画旅行造成事業補助金の額について、次のとおり確定したので、せとうち備讃諸島日本遺産構成文化財企画旅行造成事業補助金交付要領第 8 条の規定により通知します。

記

1 ツアーの名称

2 補助金交付決定額 円

3 補助金確定額 円

年 月 日

せとうち備讃諸島日本遺産推進協議会 会長 様

申請者 所在地

事業者名

代表者氏名

印

せとうち備讃諸島日本遺産構成文化財企画旅行造成事業補助金請求書

年 月 日付けせ備日協第 号で確定通知のあった 年度せとうち備讃諸島日本遺産構成文化財企画旅行造成事業補助金について、補助金の支払を受けたいので、せとうち備讃諸島日本遺産構成文化財企画旅行造成事業補助金交付要領第9条第1項の規定により、次のとおり請求します。

記

ツアーの名称	
補助金交付決定額	円
補助金確定額	円
今回請求額	円

振込先金融機関等

金融機関名	銀行・組合・金庫・農協						
支店名	本店・支店・出張所・支所						
口座種別	普通 ・ 当座						
口座番号							
口座名義人 フリガナ							

様式第 1 号（第 4 条関係）

様式第 2 号（第 5 条関係）

様式第 3 号（第 6 条関係）

様式第 4 号（第 6 条関係）

様式第 5 号（第 7 条関係）

様式第 6 号（第 8 条関係）

様式第 7 号（第 9 条関係）